



いちご一会とちぎ国体

いちご一会とちぎ大会



いちご一会とちぎ国体冬季大会
電子版観戦ガイドブック作成等業務委託仕様書

1 業務委託名

いちご一会とちぎ国体冬季大会電子版観戦ガイドブック作成等業務委託

2 事業の目的

令和 4 年に栃木県で開催する第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体冬季大会」(以下、「冬季大会」という。)の開催にあたり、広く県民に応援・観戦の促進を行い、コロナ禍においても安全・安心な観戦ができるよう、注意事項等を掲載するとともに、環境にも配慮した「いちご一会とちぎ国体冬季大会電子版観戦ガイドブック」(以下「観戦ガイド」という。)の制作(デザイン含む)を行うとともに、観戦ガイド周知用パンフレット及び冬季大会周知用チラシの制作(デザイン含む)、印刷を行う。

3 業務の履行期間

契約締結の日から令和 4(2022)年 3 月 10 日(木)まで

4 委託業務内容

(1) 観戦ガイドの制作

ページ数 23 ページ程度・協賛広告 22 ページ程度

※ ページ数は、レイアウト、編集等によって変更する可能性がある。

(2) 観戦ガイド周知用パンフレットの制作

ア 制作部数 50,000 部
イ ページ数 8 ページ(表紙含む)
ウ サイズ A5 版
エ 印刷 フルカラー両面印刷
オ 紙質 コート紙 76.5kg

(3) 冬季大会周知用チラシの制作

ア 制作部数 8,000 部
イ サイズ A3 版 2つ折り
ウ 印刷 フルカラー両面印刷
エ 紙質 コート紙 70.5kg

5 観戦ガイドの制作内容

受託者は、以下の内容を踏まえ、ページ割り、紙面構成、デザインについて検討のうえ、

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と協議し決定したうえでスマートフォン対応電子ブックを作成する。また、作成スケジュールは「10作成・納品スケジュール（予定）」を想定しているが、契約締結後、実行委員会と協議のうえ決定する。

- (1) 原稿のうち、実行委員会が指定する箇所に外部サイトや電子ブック内の別ページへのリンクを埋め込むこと。（リンク先は順次実行委員会から指定する。）
- (2) ページ構成・デザインに関すること
 - ア 各競技会場について、アクセス方法や各施設の基本情報、会場サービス等が来場者に、正確かつ分かり易く伝わるような紙面構成、デザインにすること。
 - イ ユニバーサルデザインに配慮した配色・レイアウトにすること。
 - ウ 掲載内容は【別紙1】のとおりとするが、他に望ましいページ割りや掲載内容があれば実行委員会と協議し決定すること。
 - エ 競技会場、地名、主要な説明事項等、基本的にすべての漢字にふりがなを付すこと。
 - オ マスコット及びロゴ、各競技及び会場の基本情報等は実行委員会が提供する。
 - カ マスコット「とちまるくん」を効果的に活用すること。
 - キ 読者が冬季大会及び栃木県に興味を持ち、各競技の観戦促進及び栃木県の魅力発信につながるような紙面構成、デザインにすること。
- (3) ページ移動は、冊子と同じような感覚でスムーズに行えるようにすること。
- (4) ページ拡大表示機能をつけること。
- (5) どのページからでも目次またはページ一覧を表示できるようにすること。
- (6) 音声読み上げや、冊子内のキーワード検索など、幅広い方がスムーズに知りたい情報を得られる機能をつけること。また、音声読み上げについては、あらかじめ単語の正しい読み方を登録しておいたり、再生範囲を見出しごとにも選べる機能をつけることで聞きたい範囲を選べたりするなど、視覚障害者にも配慮した仕様とすること。
- (7) 有料アプリ等がなくても利用できるものとする。ただし、実行委員会ホームページへの掲載では音声読み上げなどの一部機能がつけられない場合は、無料アプリ上への掲載も可とするが、他の公的機関の利用実績がある等、安全性の保証されたもののみ利用可とし、掲載に関わる手続き及び費用等の負担は受託者で受け持つこと。また、アプリ等への掲載は少なくとも令和4年3月10日（木）まで行うこと。
- (8) 実行委員会へ納品後（またはアプリ等への掲載後）も、冬季大会終了までは、実行委員会の指示に基づき、内容の修正対応を行うこと。
- (9) 地図作成等に関すること
 - ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場の図面は、実行委員会が提供する CAD データ等を基に受託者において作成すること。ピクトグラムなど記載する内容は、実行委員会が指示する。
 - イ 各競技会場へのルート地図（目印を記載するなど詳細に作成）等モデルとなる地図イメージを実行委員会から提供するので、確認のうえ観戦ガイドに掲載できる状態に補正し、校正を行うこと。

(10) 上記以外に観戦ガイドが見やすく、利便性が向上するような工夫があれば行うこと。

6 観戦ガイド周知用パンフレットの制作内容

- (1) 詳細な情報は観戦ガイドを見ていただけるよう、観戦ガイドへのリンクを埋め込むこと。
- (2) 各ページに音声コードをつけること、及び音声コードの横に2カ所切欠き加工を行うこと。
- (3) 周知用パンフレットの情報のみで観戦に支障がない情報（競技会の日程・会場の紹介、会場へのアクセス方法等）及び協賛企業のロゴを掲載すること。
- (4) 掲載内容は実行委員会と協議し、決定すること。

7 冬季大会周知用チラシの制作内容

- (1) 冬季大会の開催を広く県民に周知するとともに、観戦意欲が高まるような内容にすること。
- (2) 観戦ガイドへのリンクを埋め込むこと。
- (3) 各ページに音声コードをつけること、及び音声コードの横に2カ所切り欠き加工を行うこと。

8 校正

- (1) 校正回数は制限なしとする。
- (2) 校正を受ける際に提出する形式は実行委員会が指示するものとするが、基本はカラープリントされた紙とデータ（PDF）との両方で提出すること。また、関係機関と確認を行うため、データを分割する等、メールで容易にやり取りできる容量（3MB程度）かつ掲載内容が十分確認できる解像度のデータで提出すること。

9 納品

- (1) 観戦ガイド周知用パンフレット及び冬季大会周知用チラシ
 - ア 100部ごとで包装するなど、数量を管理しやすい状態で納品すること。なお、開封せずとも中身が把握できるようにするため、包装紙等の上面と側面に「観戦ガイド周知用パンフレット100部」等表示すること。
 - イ インク汚れ、乱丁、落丁等が相当数ある場合は刷り直すこと。
- (2) データ
 - 下記のデータをDVD-R等に格納し提出すること。
なお、地図や競技会場情報、広告等は実行委員会が別途発行する冊子等で利用するため、業務期間中であっても、実行委員会の指示に従いデータを納品すること。
 - ア 観戦ガイドホームページ掲載用データ
 - イ 周知用パンフレット及び周知用チラシの制作ネイティブデータ（AI形式など）、PDFデータおよびJPEGデータ

(3) 業務完了後の提出書類

受託者は、本業務終了後、業務完了報告書を提出すること。

10 作成・納品スケジュール（予定）

令和3年7月～	観戦ガイド・観戦ガイド周知用パンフレット・冬季大会 周知用チラシの原稿作成及び校正作業
10月1日	周知用チラシ納品
11月26日	観戦ガイド・周知用パンフレット納品 随時観戦ガイドの更新作業
令和4年1月30日	観戦ガイドの更新作業終了
3月10日	業務完了

11 著作権の取扱い

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、その他の一切の権利は、栃木県または実行委員会に帰属するものとする。また、受託者は、イラスト及びデザインにおける著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (2) 受託者は成果品にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。
- (3) 成果品に関して、提案者以外の者との間で著作権等に関わる問題が生じた場合すべて提案者の責任において処理する。

12 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ事務局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 個人情報の取り扱い

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

13 業務の継続が困難になった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

- (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、実行委員会は契約の解除ができる。この場合、実行委員会に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。
- (2) 災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

14 大会の中止等が決定した場合の対応

- (1) 冬季大会が中止、一部中止、規模縮小などした場合、業務委託の内容及び委託等の取扱いは、県実行委員会と受託者が協議の上、決定すること。
- (2) 実行委員会が本業務委託に係る精算に係る事務を行う際の参考とするため、受託者は県実行委員会から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について積算したものを実行委員会の指定する日時までに提出すること。

15 不当介入における通報義務

- (1) 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、事務局に履行期間の延長変更を請求することができる。

16 その他

- (1) 本仕様書等に明示なき事項、又は業務上疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により決定するものとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、実行委員会と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (3) 実行委員会解散後は、契約に基づく実行委員会の当該成果品に関する権利は、栃木県に継承されるものとする。